

第4回定例会会議録

平成29年12月 8日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。これより、平成29年第4回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――諸般の報告―――

○議長（小井土哲雄君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
木内議会事務局長。

（議会事務局長 木内一徳君 登壇）

○議会事務局長（木内一徳君） それでは、書類番号の1番をお願いいたします。

諸般の報告

平成29年12月8日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案11件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員ほか6名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員の例月出納検査の報告書ですので、後ほどご覧ください。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告いたしますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

――― 日程第２ 会期決定 ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

仁科英一議会運営委員長。

（議会運営委員長 仁科英一君 登壇）

○議会運営委員長（仁科英一君） おはようございます。

それでは報告いたします。

１２月１日、午前１０時より、議会運営委員会を開催し、平成２９年第４回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について、審議日程等を決定いたしましたので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案１１件であります。

一般質問の通告者は７名であります。

９月の定例会以降提出された陳情が２件あり、受理しました。

これにより会期は、本日から１２月１８日までの１１日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号１、１１ページをご覧ください。

会期及び審議予定表によります。

第 １日目 １２月 ８日 金曜日 午前１０時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長召集のあいさつ

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 ２日目 １２月 ９日 土曜日

議案調査

第 ３日目 １２月１０日 日曜日

議案調査

第 4 日目	1 2 月 1 1 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	1 2 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	1 2 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月 1 6 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月 1 7 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月 1 8 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

1 2 ページをお願いいたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
1 2 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
1 2 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会開催日程

1 2 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-------------	-----	----------	------

以上で報告を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 1 2 月 1 8 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 1 2 月 1 8 日までの 1 1 日間と決しました。

○議長（小井土哲雄君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 池田るみ議員

6番 井田理恵議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第4 議会招集の挨拶を求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらず御参集を賜り、平成29年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

新庁舎建設事業につきましては、天候にも恵まれ、予定の全体工程より1カ月ほど前倒しで順調に進捗しており、12月末には全体工程の約85%に達する見通しとなっています。今後も引き続き、安全管理などに努め、来年3月の第1期工事完了後には、竣工式及び町民の皆様向けの内覧会の実施を予定しております。

さて、本定例会に提案しました案件は、人事案1件、規約案1件、条例案3件、補正予算案6件の計11件です。

人事案の1件につきましては、現在、当町は3名の固定資産評価審査委員会委員を選任しています。そのうち1名の任期が本年12月31日をもって満了となります。同じ方を引き続き再任として選任したいため、議会の同意を求めるものです。

規約案の1件につきましては、佐久広域連合が来年、平成30年2月1日に老人ホーム勝間園と美ノ輪荘の運営を、社会福祉法人ジェイエー長野会に移管することに伴い、現在、佐久広域連合が処理している養護老人ホーム、居宅介護支援事業所及び訪問介護支援事業所の設置や管理に関する規定を、規約から削除するための一部変更です。

条例案の3件につきましては、1件目の一般職の給与に関する条例の一部改正案は、一般職の通勤手当について、現在、自動車等の使用距離が片道50km以上の規定がありませんので、国に準じて新たに3つの区分を加えるために、一部改正する

ものです。

2 件目の、御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正案は、現在、臨時職員の給与等の支給日は、翌月 15 日（8 月にあつては 12 日）と定めていますが、8 月分も他の月と同様に 15 日支給とするために一部改正するものです。

3 件目の、職員の育児休業等に関する条例の一部改正案は、現在、非常勤職員の育児休業の期間は、1 歳 6 カ月に達する日まで延長できますが、雇用保険法等の一部改正により、2 歳に達する日まで再延長することが可能となったために一部改正するものです。

補正予算案の 6 件につきまして、まず、平成 29 年度一般会計の補正予算は歳入歳出それぞれ 7,050 万円を増額し、合計で 79 億 296 万円とするものです。

歳入の主な内容につきましては、国県支出金において保険基盤安定事業負担金、障害者医療費負担金、障害児通所給付費等負担金の額の確定に伴う増額を計上したほか、たんぼぼ保育園の増築に伴う国庫補助金で、保育所等整備交付金 993 万円を計上しました。

また、補正の財源として留保していた前年度繰越金 2,099 万円を増額したほか、当初一般単独事業債として計上していた、庁舎建設事業債 6 億 1,170 万円を全額減額し、普通交付税措置のある有利な公共施設等適正管理推進事業債として、新たに 7 億 9,120 万円を計上しました。これに伴い、役場庁舎整備基金繰入金を 1 億 4,236 万円減額し、最終的に歳入歳出補正額を、財政調整基金繰入金 315 万円の減額で調整しました。

歳出の主な内容につきましては、総務費では用地交渉の途中経過を踏まえて、現在の庁舎東側の駐車場用地の現状復旧工事費を減額し、土地購入費を計上したなど、役場庁舎整備経費で 3,045 万円を増額したほか、町民の森測量委託料として 300 万円を計上しました。

民生費では、更生医療給付費が 900 万円の増額、国民健康保険特別会計繰出金が 676 万円の減額、保育所のパソコン設置システム導入費を 484 万円増額したほか、たんぼぼ保育園への保育所等整備補助金 1,489 万円を新規計上しました。

また、土木費では、町単独道路新設改良事業の用地費補償料が 1,000 万円の増額、除雪経費を昨年度並みの計上とし、1,216 万円の増額をお願いしました。

なお、新庁舎への業務移行の準備として、複合機等借上業務、電話設置移設業務、

電算システム機器設備移設業務、町内インターネット環境整備委託業務及び長野県衛星系防災行政無線移設業務については、平成２９年度中の支出ではありませんが、事前に契約行為が必要なため、今回の補正において債務負担行為の設定をお願いしました。

特別会計の主な内容につきましては、国民健康保険特別会計では県財政調整交付金の減額、後期高齢者医療特別会計では、特別徴収保険料の増額、公共下水道特別会計では受益者負担金の増額等々の理由により、４つの特別会計で総額９１１万円の減額補正をお願いしました。

また、御代田小沼水道事業会計の主な内容につきましては、内部留保資金を財源として、漏水に伴う本管等の修繕費２７０万円の増額をお願いしました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、御審議をいただき、原案どおりの御採決をいただきますようお願い申し上げます、第４回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（小井土哲雄君） これより、議案を上程します。

―――日程第５ 議案第７６号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第５ 議案第７６号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の２ページをご覧ください。

議案第７６号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記

住 所 御代田町大字草越６２８番地８

氏 名 土屋和雄

生年月日 昭和２２年７月１８日生

平成 29 年 12 月 8 日 提 出

御代田町長

当町は、地方税法の規定に基づきまして、現在 3 名の委員を選任しています。そのうち 1 名の任期が本年 12 月 31 日をもって満了となるため、再任するものです。

土屋和雄氏は、平成 24 年 1 月 1 日から現在まで同委員に選任されており、経験も豊富であるため、引き続き 3 期目の選任に御同意をお願いいたします。

新たな任期は、来年 1 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 76 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 76 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第 6 議案第 77 号 佐久広域連合規約の変更について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 6 議案第 77 号 佐久広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 77 号 佐久広域連合規約の変更について

地方自治法の規定により、佐久広域連合規約を別紙のとおり変更する。

平成 29 年 12 月 8 日 提 出

御代田町長

本規約の一部変更につきましては、佐久広域連合が来年の 2 月 1 日に老人ホーム勝間園と美ノ輪荘の運営を社会福祉法人ジェイエー長野会に移管することに伴い、現在、佐久広域連合が処理している養護老人ホーム居宅介護支援事業所及び訪問介護支援事業所の設置や管理に関する規定を、規約から削除するための一部改正です。

なお、特別養護老人ホームであります豊昇園と塩名田苑につきましては、これまでどおり佐久広域連合が運営します。

次の、4 ページから 7 ページまでは改め文でございます。

7 ページをご覧ください。

1 番下ですが、附則としまして、この規約は平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

次の 8 ページからの新旧対照表で説明をいたします。

8 ページ中段、9 のほうでございますが、第 4 条の（8）「養護老人ホーム」下線を引いてある部分でございますが、「養護老人ホーム」を削ります。そして、（9）号の「居宅介護支援事業所及び訪問介護事業所の設置及び管理に関する一部」これを削ります。それに、9 号を削ることによりまして、以下、1 号ずつ繰り上げとなります。

9 ページをご覧ください。

中段のところですが、第 5 条でございます。こちらにつきましても同じく（8）号の「養護老人ホーム」を削りまして、9 号をそっくり削ります。以下、1 号ずつ繰り上げるという改正でございます。

次の 10 ページをご覧ください。

一番下のほうでございますが、右側の 9 でございますが、8 の「養護老人ホーム及び」を削ります。その下の 9 号をそっくり削除いたしまして、11 ページ以降は 1 行ずつ号を繰り上げるものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第 7 議案第 7 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 7 議案第 7 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 1 3 ページ、ご覧ください。

議案第 7 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 提 出

御代田町長

本条例の一部改正は、一般職の通勤手当の月額について、現在、自動車等の使用距離が片道 5 0 km 以上の規定がありませんので、国に準じて新たに 3 つの区分を加え、国と同様の 1 3 区分とするために一部改正するものでございます。

次の 1 4 ページをご覧ください。

改め文でございます。中段でございます。

第 1 8 条第 2 号に、次のように加える。

サ、使用距離が片道 5 0 km 以上、5 5 km 未満である職員 2 万 8 , 0 0 0 円

シ、使用距離が片道 5 5 km 以上、6 0 km 未満である職員 2 万 9 , 8 0 0 円

ス、使用距離が片道 6 0 km 以上である職員 3 万 1 , 6 0 0 円

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用するものでございます。

次のページは、新旧対照表でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第 8 議案第 7 9 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 8 議案第 7 9 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 1 6 ページをご覧ください。

議案第 7 9 号 御代田町臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成 2 9 年 1 2 月 8 日 提 出

御代田町長

本条例の一部改正は、現在、臨時職員の給与等の支給日は翌月 1 5 日（8 月にあつては 1 2 日）と定めていますが、8 月分もほかの月と同様に 1 5 日支給とするために「（8 月にあつては 1 2 日）」の部分を削るものです。

なお、一般職については規則で定められておりまして、同様に規則も一部改正を行います。

次の 1 7 ページは改め文で、1 8 ページは新旧対照表となります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――日程第 9 議案第 8 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を

改正する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 9 議案第 8 0 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の19ページをご覧ください。

議案第80号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

平成29年12月 8日 提 出

御代田町長

本条例の一部改正は、雇用保険法の一部改正によりまして、原則1歳に達する日までとされている育児休業の期間を6カ月、1歳6カ月に達する日まで延長しても、保育園に入園できない等の特別な理由のある場合に限って、さらに6カ月、2歳に達する日までの再延長が可能となったことに伴うものでございます。

条例で定めることとされている非常勤職員の育児休業期間について、現在は1歳6カ月に達する日までと定めておりますが、2歳に達する日まで再延長を可能とするために一部改正するもので、現時点におきましては当町に該当者はおりませんが、今後に備えまして公布日に施行しておくものでございます。

なお、一般職については、法律により最長で3歳に達する日までの延長が可能となっております。

次の20ページは改め文で、21ページから23ページまでは新旧対照表でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第10 議案第81号 平成29年度御代田町一般会計補正

予算案(第5号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第10 議案第81号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) それでは、議案書の24ページをお開きください。

議案第81号 平成29年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度御代田町一般会計補正予算案(第5号)を別冊のとおり提出する。

平成29年12月 8日 提出

御代田町長

次の一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成29年度御代田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,050万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億296万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正

第3条 地方債の廃止及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

続きまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」こちらにつきましては、本日、お配りをさせていただきました資料番号1で御説明をさせていただきます。

それでは、こちらが平成29年度一般会計補正予算の内容でございます。

初めに、歳入の主な内容について御説明をさせていただきます。

款14項1国庫負担金、補正額611万3,000円の増額でございます。障害者医療費の国庫負担金450万円につきましては、更生医療新規人工透析療法給付の方の増に伴いまして、負担金増額を予定しております。障害児通所給付費等負担金114万円です。こちらにつきましても、障害児の通所利用者増のため増額をお願いしてございます。児童手当負担金過年度分110万9,000円でございます。平成28年度分の精算による増額です。

項 2 国庫補助金 9 9 3 万 3, 0 0 0 円、こちらは保育所等整備交付金としまして、9 9 3 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。たんぼぼ保育園の定員増に向けた増築事業に対する補助金でございます。

款 1 5 県支出金、項 1 県負担金 1 7 1 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。保険基盤安定事業の負担金としまして 4 4 3 万 8, 0 0 0 円の減額、こちら国民健康保険の一般被保険者の保険税の軽減分、あるいは支援分にかかわる負担金でございます。交付決定によりまして減額の補正をお願いしてございます。その下の障害者医療費負担金、障害児通所給付費等の負担金につきましては、国庫負担金と同じものでございます。

款 1 8 繰入金、項 1 基金繰入金 1 億 4, 5 5 1 万 8, 0 0 0 円の減額をお願いしてございます。役場庁舎整備基金繰入金につきましては、1 億 4, 2 3 6 万 8, 0 0 0 円の減です。町債の借り入れ増に伴う減額が主な理由でございます。

款 1 9 繰越金、項 1 繰越金 2, 0 9 9 万 1, 0 0 0 円の増額をお願いしてございます。こちら、一部留保していた前年度繰越金につきまして、残りの全額を計上させていただきます。

款 2 0 諸収入、項 4 雑入 1 1 6 万 2, 0 0 0 円の増でございます。タクシー券の売り払い収入、こちら前年同期に比べまして 9. 3 % の増になっているということから、7 2 万円の増額をお願いしてございます。消防団退職報償金につきましては、1 名退職されたということで 3 3 万 4, 0 0 0 円を増額してございます。

款 2 1 町債、項 1 町債 1 億 7, 9 5 0 万円の増額をお願いしてございます。公共施設等適正管理推進事業債としまして 7 億 9, 1 2 0 万円、一般単独の事業債、こちら全額 6 億 1, 1 7 0 万円減額をしてございます。普通交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を借り入れるため、増減をさせていただいております。

歳入合計 7, 0 5 0 万 1, 0 0 0 円となっております。

続きまして、1 枚おめくりいただきまして、歳出でございます。

款 1 項 1 議会費 3 6 万 8, 0 0 0 円の増でございます。こちら自動車借上料、印刷製本費等増額をお願いしてございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費 3, 8 8 8 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いしてございます。土地購入費 7, 4 4 3 万 4, 0 0 0 円でございますが、こちら現在、借り入れをしております職員駐車場の用地購入費でございます。一部お隣のブドウ畑につい

でも購入していくということで、合計 1,723 坪ほどの購入経費になっております。それと、その下ですが、当初予算で駐車場の復旧工事を計上してございました。土地を購入するに当たりまして、こちらは 4,697 万 6,000 円を減額させていただくものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費 549 万 3,000 円の増額であります。更生医療給付費で 900 万円ということで、人工透析療法給付者 2 名新規に給付が開始されるということで、増額をしてございます。国民健康保険の特別会計の保険基盤制度の繰出金 676 万 5,000 円の減でございます。こちら歳入でも御説明をしました一般被保険者の保険税軽減分、あるいは支援分の減ということでございます。国庫補助負担金返還金 684 万 7,000 円でございますが、平成 28 年度の障害者医療費、自立支援給付費の国庫補助負担金を精算により返還をするものでございます。

項 2 児童福祉費 1,439 万円でございます。保育所等整備補助金としまして 1,489 万 9,000 円の増をお願いしております。たんぽぽ保育園の増築に伴う補助金です。この増築によりまして受け入れ 6 名増を見込んでございます。

平和台・東原児童館の解体工事で 852 万 3,000 円の減額でございます。こちら入札差金によるものでございます。保育園パソコン設置システム導入事業で 484 万 2,000 円の増額をお願いしております。こちら、保育士の負担軽減を図るものでございます。来年の 4 月 1 日から稼働を予定してございます。

款 4 衛生費、項 2 清掃費 42 万 2,000 円の増額でございます。一般廃棄物の集積用のハウスの購入でございます。

1 つ飛びまして款 8 土木費、項 2 の道路橋梁費 2,289 万 2,000 円の増額をお願いしてございます。除雪の委託料 1,239 万 5,000 円ですが、こちら前年度実績並みに補正をさせていただいたところです。あと用地購入費 750 万円補償料 250 万円につきましては、町単独道路改良事業の八加倉南裏線、あるいは六反 1 号線の用地交渉まとまったということで増額をお願いしてございます。

項 4 都市計画費 2,113 万 2,000 円の減でございます。市街地整備基礎調査業務委託料 1,123 万 2,000 円の減です。こちら、入向原地区の地権者の合意形成支援を予定してございました。こちら全額を減額させていただいております。公共下水道事業特別会計繰出金 964 万 4,000 円の減であります。受益者負担

金の増額によりまして繰出金が減額になるものです。

項5住宅費41万円の増額でございます。こちら2番目の町営住宅修繕工事としまして110万円を増額をお願いしております。新規入居に当たっての修繕費がかなり増えてきております。特に水回りの老朽化が進んでいるというところで、修繕をお願いするものです。

款9消防費、項1消防費133万8,000円の増額でございます。消火栓の設置工事の負担金として98万1,000円でございます。児玉地区に1基消火栓を設置するという事で、佐久水道企業団への負担金を計上させていただいております。それと、歳入でも御説明させていただきました消防団員の退職報償金としまして33万4,000円をお願いしております。

続いて3ページになりますが、款10教育費、項1教育総務費13万円の増額でございます。システム借上料としまして13万円であります。こちらは小中学校のPTAが負担をしまして、学校で運用していたシステムの借上料につきまして、町で今度負担することとさせていただいております。北朝鮮の関係のミサイルですとか、有害鳥獣の情報など、教育委員会から緊急対応できるように変更をさせていただくものでございます。

項2小学校費83万円です。要準要保護児童援助費で83万円になります。新入学準備金を入学前の2月に支給できるよう要綱の改正をし、今回、増額補正をお願いしております。中学校費では55万円の増です。自動車借上料49万円です。こちらは地区大会突破から全国日本管楽合奏コンクール、また、こども音楽コンクール東日本大会、こちら出場が決定をしまして、バスの借上料増額をお願いするものです。

項4の社会教育費255万8,000円の増になります。施設修繕料140万4,000円でございますが、こちら10月の建物点検で、博物館の特別展示室、非常用の消火設備が作動不良であるという状況がわかりました。緊急に修理をさせていただくため、補正をお願いしております。

款11災害復旧費、項2の公共土木施設災害復旧費51万2,000円の増でございます。こちら小災害の復旧工事でございます。梨木平馬場線、豊昇久能線等の法面復旧に充てるものでございます。

歳出合計につきましても、7,050万1,000円の増額でございます。

予算書のほうの5ページにお戻りいただければと思います。こちら「第2表 債務負担行為補正」になります。追加で5件お願いしておりますが、全て新庁舎関連のものでございます。本年度中に契約行為を行わなければ間に合わないということの業務について、設定をさせていただきます。

事項の1つ目としまして、新庁舎複合機等の借り上げ業務です。期間平成29年度から平成30年度までです。限度額500万4,000円でございます。

こちら来年の4月、30年4月をもって、現在、現庁舎で使っている複合機等につきまして長期継続契約が来年4月で切れるというところで、新庁舎で新たにリース契約を設定させていただくものでございます。

2番目は、新庁舎電話設備移設工事でございます。限度額450万6,000円でございます。現在使用をしております電話設備の移設と会議室等一部増設を行う工事の経費でございます。

新庁舎電算システム機器設備移設業務です。750万6,000円でございますが、こちらは現在使用をしております電算システムの機器設備、こちらを新庁舎へ移設をするものでございます。

新庁舎インターネット環境設備業務です。713万円です。こちらは、現庁舎で使用しているインターネット環境の端末等、老朽化が進んでおります。新庁舎における端末機、インターネット環境を新たに整備する経費でございます。

最後、新庁舎の長野県衛星系防災行政無線設備の移設業務486万円であります。現庁舎に設置をしてあります県の衛星系防災行政無線について、新庁舎へ移設をする経費でございます。

6ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正です。まず、廃止です。起債の目的は一般単独事業債、補正前の限度額6億1,170万円を予定してございましたが、起債事業変更により廃止をさせていただくものです。

続きまして、追加です。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債、限度額は7億9,120万円でございます。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率は年4%以内です。償還の方法としましては、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還、もし

くは低利に借り換えすることができるものとしてございます。今回の町起債の方針につきましては、新庁舎の建設に当たりまして、普通交付税措置のあるものに変更をさせていただくものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議いただくよう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

五味高明議員。

（ 1 3 番 五味高明君 登壇）

○ 1 3 番（五味高明君） 議席番号 1 3 番、五味高明です。

今の説明の中で、この資料番号 1 の歳入のところですけども、これの基金繰入金と町債についてちょっとお伺いします。補正の内容が役場庁舎整備基金繰入金を 1 億 4,236 万 8,000 円を全額減額して、町債を 1 億 7,950 万ですか、増額補正するということになっておりますが、そこで質問なんですけど、もともと当初予算では、役場庁舎整備費用として 1 億 4,916 万 2,000 円の財源は、一般単独事業債 6 億 1,170 万と役場庁舎整備基金繰入金 1 億 3,745 万で、財源措置がされております。

ところが、今回の補正では、一般単独事業債を全額と役場庁舎整備基金繰入金の 1 億 4,236 万 8,000 円を減額をして、新たに公共施設等適正管理推進事業債 7 億 8,880 万を起債しているということで、結果として 1 億 7,950 万、借金は増える計算になるのかなと思います。

そこで、第 1 点なんですけども、一般単独事業債から公共施設等適正管理推進事業債に変更したという理由について、町長招集のあいさつの中でも、また今の説明の中でも、普通交付税措置というようなことで説明されましたが、この辺の詳細をもうちょっと説明していただきたいということと、2 点目は、特定目的基金の運用利率より借入利率のほうが低いということは考えられないので、基金として積み立てをしておくよりは、地方債を借りないほうが有利になるんじゃないかというふうに単純に思うんですけども、あえてこうしたことをしたということは、そのほかの、利子以外に何かメリットがあるのかと思いますので、この辺について、以上 2 点についてご説明をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

1点目の一般単独事業債から公共施設等の適正管理推進事業債に変更させていただいた理由ですけれども、こちらにつきましては、町長の招集あいさつでも申しましたが、普通交付税措置のある起債、町債に変更をさせていただくものでございます。こちらにつきましては、役場庁舎の建設につきましては、これまで普通交付税措置のある有利な町債、こういったものは一切ございませんでした。しかし、本年度から熊本地震の被害状況を踏まえた庁舎機能を確保するための事業としまして、公共施設等適正管理推進事業が新設をされております。こちらは、普通交付税措置のある有利な起債事業となっておりまして、今回、借入限度額7億9,120万円の補正予算をお願いしております。こちらは、後年の算定におきまして、1億9,780万円ほど普通交付税が措置される見込みから変更をさせていただきました。

それと、2点目の町債の借入額を6億1,170万円から7億9,120万円と、1億7,950万円増額をしまして、さらに役場庁舎の整備基金繰入金を減額をした理由でございます。こちらにつきましては、増額部分の町債借り入れにかかる支払い利息、借金の利子になりますかね、こちらと今後普通交付税措置がされる額を比較しまして、有利となるものを選択した結果ということでございます。こちら、借入額を1億7,950万円増額をするということにさせていただきました。こちら、支払い利息の増となる部分につきましては1,324万7,000円となります。また、こちら、1億7,950万円増額をしますと、普通交付税措置額が4,487万5,000円となりまして、3,162万8,000円ほど有利になると見込んでいるところでございます。こうした理由で起債を増額させていただきました。よろしくをお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） よくわかりました。非常に有利なものを見つけてくれたということなんですけど、1点、この有利な交付税措置のあれをどうやって見つけたのか、そこを教えてくださいませんか。

○議長（小井土哲雄君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 役場庁舎に対しては、これまで国からの財政支援は1円もないという状況で、我々も当初から、もうそれは基金をためて、その基金を運用して、活用して役場庁舎を建てるしかないということでありました。ことしの春ですか、川上の藤原村長が全国町村会長やっておりますして、そこから、恐らくこの事業始まる前に、今度こういう補助金が、財政支援があるよという話を聞きまして、教えていただきまして、それで、総務省のほうにもアポとっていただきまして、企画財政課長などと財務省に行きまして、問題だったのは、既に御代田町が着工していた段階でこの財政支援が受けられるのかどうかというのが一番の問題点だったんですけども、相談した結果、該当いたしますよと。その上で、2つの計画書の作成ということが求められまして、早くに情報をいただいたおかげで、その計画書の作成を期間に間に合うようにつくることができました、今回間に合いまして、これによりまして、普通交付税で約2億円の財政がプラスになったと。今後、町としましては、この判断なんですけども、これから、例えば議員の皆様から要望がある体育館の建設とか、そうした施設の建設ということも課題になってきますので、できればそちらのほうに、建設を早く進めるためにこの基金を使えるようにして、有利なこの地方債を使うということで判断して、今回の提案とさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 五味高明議員。

○13番（五味高明君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） 他、質疑ある方。

池田るみ議員。

（5番 池田るみ君 登壇）

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。

まず初めに、予算書13ページでお伺いします。

総務費、企画費、企画関係経費、調査測量設計委託料300万円についてなんですが、先ほど町長の招集の挨拶で、町民の森に使うということではありましたが、委託内容の詳細を伺いたしたいと思います。

それともう一点ですが、先ほどの五味議員の関連なんですけれども、役場庁舎整備基金、これを繰り入れますと残高は幾らになるかということをお伺いいたします。

2点お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、私のほうから企画関係経費に計上させていただきました３００万円の委託料の内容について、御説明をまずさせていただきます。

本業務につきましては、町民の森であった大字塩野（字塩野山）３７５の７２３番地の測量業務の委託になります。こちらにつきましては、株式会社ひらまつへ貸し付ける予定の土地の業務でございます。本土地につきましては、国土地籍調査が未了の土地となっております。また、東日本大震災前に測量をされた経緯しかないという状況で、現在、国家座標に置きかえられた測量が必要となっております。

また、隣接地の約半分については国有地となっていることや貸し付けに当たり隣接者との問題が起きることがないように、正確な測量と立ち合い確認が求められておりまして、今回貸し付けに備えるものでございます。

それと、役場庁舎整備基金の今後の残高の予定等については、こちら私のほうから説明をさせていただきます。

平成２８年末の残で１２億８，４５５万円ほどございました。今回、今年度の予算で、利子分の積み立てとして２９０万円を予定しております。今回の繰り入れ後、２９年度末の見込みとしまして２億９，２００万ほどになります。こちら、３０年度事業あるいは３１年度事業の車庫棟の建設あるいは現庁舎の取り壊しの経費にも当てていきたいということで、現在、来年度の予算等を作成をしているところでございます。平成３０年度末の残高の見込みとしますと、２億１，７００万ほどになるのではないかとということで見込んでございます。

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 池田るみ議員。

○５番（池田るみ君） わかりました。以上で質問を終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑のある方。

市村千恵子議員。

（１２番 市村千恵子君 登壇）

○１２番（市村千恵子君） 議席番号１２番、市村千恵子です。３点お聞きいたします。

まず初めに、１８ページお願いします。

１８ページの款８土木費、道路除雪費ということで、除雪委託料１，２３９万５，０００円

が計上されています。この除雪費用の、何社に委託して、そしてその距離、単価についてお聞きしたいと思います。

続いて、同じ土木費で、町単独道路新設改良費ということで、さっき提案説明にもございましたけれども、用地購入費とか、それから補償料とかあるわけですが、その路線と内容についてお願いしたいと思います。

19ページ、都市計画総務費の市街地整備基礎調査事務の1,123万2,000円とあるわけですが、全額が減額されているということでこの理由と、それからこの事業の今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（小井土哲雄君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

除雪路線のことにつきまして、私のほうからお答えいたします。

除雪路線の、まず距離につきましては、昨年度より増えまして378m延長が増えまして、トータル延長が139kmとなっております。融雪路線につきましては、前年度と変わらず42kmの融雪の散布作業を実施してまいります。

委託業者でございますけれども、昨年度と業者の数につきましては10社、変わりはありません。ただ、業者さんが持っている台数が、昨年度と比べまして2台増えておりまして、17台で除雪作業に当たることとなっております。

融雪作業につきましては、昨年度と同様で、1台の大型の融雪散布と町にございます融雪散布の機械を使いまして、一つの共同体のほうへ委託してまいります。

融雪路線と除雪路線につきましては、毎年各区から要望をいただきまして、町の基準に合致する路線について新たに指定しております。

単価につきましてでございますが、県の単価を準用しております。県の単価は毎年、人件費、重機の借り上げの賃料、燃料費等が見直されております。町のほうも準用しておりますので、こちらも、町の単価についても見直しがされているということになります。こちらは前年と比較いたしまして、若干ですが1%未満の増減がございます。

以上でございます。続いてよろしいですか。

○議長（小井土哲雄君） 続けてどうぞ。

○建設水道課長（金井英明君） 続きまして、市街地整備の基礎調査業務でございます。

本会議中の全員協議会においても改めて説明させていただく予定でございますが、お答えいたします。

現在の役場庁舎から桜ヶ丘団地に至るまでの入向原地区は、およそ7haのほとんどが農地になります。入向原地区は、都市的まちづくりの目標や方針を定めた計画である都市計画マスタープランの中で、市街地地域として形成を促進するエリアという位置づけとなっております。町としましては、移住・定住の促進を図ることを目的として、受け皿となる新たな住宅用地の確保について検討を進めること、また現役場の庁舎の跡地利用について検討することなどを踏まえ、地権者の皆様の検討を支援する立場として、土地の有効活用について、平成28年度から検討を進めたところでございます。

昨年度の検討の結果、住宅地整備について、需要計画や概算事業について案が示されるとともに、引き続き検討を続けることとなり、必要となる事業検討の業務にかかわる費用として、本年度の第1号補正予算へ計上したところでございます。

検討の中では、住宅地整備のための手法として、地権者で構成する組合を設立し、組合による土地区画整理事業という手法が想定されていましたが、どんな手法による場合であっても、土地の利用については地権者の意思によることが最も重要であり、また事業の成立にはこうした地権者の意思が集まることが不可欠となっております。現時点での状況を踏まえ、事業の検討を進めることに先立ち、まずは事業の大前提となる地権者の皆様が、みずからの土地利用についてどのようにお考えになるのかというところについて、それぞれの立場で考えていただくことが先決であるという判断から、現時点での事業検討の業務は行わないということとして、全額減額とさせていただきました。

今後の見通しでございます。地権者の皆様がそれぞれお考えいただく中で、その結果として、皆様の意思が一つの方向を向き、一団の土地となったときには、地権者の皆様を御支援できる方策について検討してまいりたいと考えております。町も一地権者でありますので、庁舎移転後の跡地利用について検討を進めてまいります。

その中で、建設水道課としましては、住宅地整備の可能性と東原西軽井沢線の道路整備という2つの観点から、住宅地整備の可能性については、先進的な整備の研究や成功事例の調査、民間活力の導入などを検討、また、南浦3号線の延伸に当たる東原西軽井沢線整備についても検討を進め、今後、町全体で行う庁舎跡地利用に

ついて、提案という形で支援してまいりたいと考えております。

その間におきましても、地権者皆様へは、町の検討の進捗に応じて必要な情報などの提供にも努めてまいりたいと考えております。（「もう一点、どこ……」「町単独道路」と呼ぶ者あり）

失礼しました。町単独道路新設改良費１，０００万円の路線と事業内容でございます。

新設を計画しています路線は、馬瀬口の県道御代田停車場線から北小学校へ上る八加倉南裏線と小田井区の御代田浄化管理センター付近の六反１号線になります。両路線とも来年度に改良工事を計画しており、今回の補正は工事に先立つ用地費と補償費となります。用地費の購入費は７５０万円と、建物、立ち木等の補償料２５０万円を計上させていただいております。

内容につきましては、八加倉南裏線につきましては、道路幅員８．５ｍ、２車線の片歩道を計画しております。延長は６０ｍで、用地購入は４５０㎡、立ち木、建物等の補償は３件を予定しております。六反１号線につきましては、道路幅員を５．０ｍの１車線、歩道なしの計画でございます。延長は２００ｍ、用地購入は５５０㎡、建物、立ち木等の補償は２件を予定しております。

以上でございます。

○議長（小井土哲雄君） 市村千恵子議員。

○１２番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（小井土哲雄君） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前１１時１０分）

（休 憩）

（午前１１時２０分）

○議長（小井土哲雄君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

特別会計補正予算案（第２号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１１ 議案第８２号 平成２９年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書２５ページをお願いいたします。

議案第８２号 平成２９年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について御説明いたします。

地方自治法第２１８条第１項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成２９年１２月 ８日 提 出

御代田町長

予算書の１ページをお願いいたします。

平成２９年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，４１５万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２億４，１９０万２，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款４県支出金、項１県補助金でございます。補正額でございますが、普通調整交付金の関係で、県の試算によりまして、８９５万７，０００円の減額でございます。

款５、項１療養給付費交付金でございます。平成２９年度交付決定によりまして、１５６万８，０００円の増額でございます。

款８繰入金、項１他会計繰入金でございます。保険基盤安定交付金の申請算定額の減によりまして、６７６万５，０００円の減額でございます。

歳入合計でございます。補正額 1,415 万 4,000 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費でございますが、補正額は 11 万 9,000 円の増額でございます。退職被保険者療養費でございますが、補装具等の支給が多くなっております。

款 10、項 1 予備費でございますが、1,427 万 3,000 円の減額で調整をしております。

歳出合計でございます。補正額としまして、1,415 万 4,000 円の減額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 12 議案第 83 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 12 議案第 83 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 26 ページをお願いいたします。

議案第 83 号 平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について御説明します。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでござい

ます。

平成 29 年 12 月 8 日 提 出

御代田町長

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款 4 国庫支出金、項 2 国庫補助金でございますが、補正額としまして、介護保険報酬改定にともなうシステム改修にかかわる国庫補助金としまして、98 万円の増額でございます。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金でございます。平成 29 年度介護保険事業補助金にともないまして、98 万円の減額でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費でございます。補正額 43 万 1,000 円の増額で、第 7 期介護保険事業計画策定にともなう資料等の作成用の消耗品と主治医意見書作成手数料の増額でございます。

款 2、項 1 保険給付費でございますが、高額医療合算、介護サービス費の伸びにともないまして、50 万円の増額でございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費でございますが、70 万 2,000 円の増額で、こちらは介護予防マネジメントの増加による臨時職員賃金の増加と配食サービス利用者の増加による委託料の増額でございます。

項 2 介護予防・生活支援サービス事業費でございます。455 万 8,000 円の増額で、訪問型、通所型サービスの現行相当のサービスへの増額によるものでございます。

款 6、項 1 予備費でございますが、619 万 1,000 円の減額で、予備費で調整をしております。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 13 議案第 84 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 13 議案第 84 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 27 ページをお願いいたします。

議案第 84 号 平成 29 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について御説明いたします。

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、別冊のとおり提出するものでございます。

平成 29 年 12 月 8 日 提 出

御代田町長

予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 29 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 431 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,319 万 4,000 円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお願いいたします。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款１、項１後期高齢者医療保険料でございます。補正額は、本算定によりまして、３９９万円の増額でございます。

款３繰入金、項１一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定負担金の確定に伴いまして、１２万３,０００円の減額でございます。

款４、項１繰越金でございますが、前年度繰越金の確定に伴いまして、３４万円の増額でございます。

款５諸収入、項２償還金及び還付加算金でございますが、保険料還付金確定に伴いまして、１０万４,０００円の増額でございます。

歳入合計でございます。補正額４３１万１,０００円の増額でございます。

続きまして、３ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款２、項１後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、補正額は、本算定によりまして、３８６万７,０００円の増額でございます。

款５、項１予備費でございますが、４４万４,０００円の増額でございます。予備費での調整でございます。

歳出合計でございますが、補正額４３１万１,０００円の増額でございます。

説明は以上でございます。御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――日程第１４ 議案第８５号 平成２９年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第３号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１４ 議案第８５号 平成２９年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書２８ページをお願いいたします。

議案第８５号 平成２９年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について。

地方自治法第２１８条第１項の規定により、平成２９年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を、別紙のとおり提出いたします。

次の補正予算書の１ページをご覧ください。

平成２９年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７３万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億６，４０７万８，０００円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

次の２ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款１分担金及び負担金、項１負担金、補正額８４１万９，０００円でございます。こちらは、受益者負担金の１０月末期における収入見込みによる増額でございます。

款４繰入金、項１他会計繰入金、補正額９６４万４，０００円の減額でございます。こちらは一般会計からの繰入金の減額でございます。

款６諸収入、項２雑入、補正額１９５万５，０００円でございます。こちらは消費税の更正申請により還付金が発生し、補正するものでございます。

歳入合計、補正額７３万円でございます。

次の３ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 都市計画費、補正額 7 3 万円でございます。こちらは受益者負担金の前納報奨金によるものでございます。

款 2 公債費、項 1 公債費につきましては、増減はございませんでした。

したがいまして、歳出合計額は、補正額 7 3 万円となり、7 億 6, 4 0 7 万 8, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 1 5 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業

会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 1 5 議案第 8 6 号 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業
会計補正予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 2 9 ページをお願いいたします。

議案第 8 6 号 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について。

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 9 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 3 号）を、別紙のとおり提出いたします。

次の予算書 1 ページをご覧ください。

平成 2 9 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 平成 2 9 年度御代田小沼水道事業会計予算第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、３ページにありますように、第５１款水道事業費用、第１項営業費用といたしまして、補正額２７５万６,０００円の増額をお願いするものです。

現在実施しております漏水調査により、本管の修繕が必要となった場合に対応させていただくための修繕費が主なものでございます。

第２項営業外費用と第４項予備費につきましては増減がございません。

したがって、補正額の合計は２７５万６,０００円となり、総額１億８,６４５万７,０００円でございます。

以上のとおり御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第７７号から議案第８６号までについては、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第１６ 陳情第１号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」への

賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情―――

―――日程第１７ 陳情第２号 米軍輸送機ＣＶ２２（空軍）・ＭＶ２２（海兵隊）

両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第１６ 陳情第１号 日本政府に国連「核兵器禁止条約」

への賛同と批准を求める意見書の提出に関する陳情について、日程第 17 陳情第 2 号 米軍輸送機 C V 2 2（空軍）・M V 2 2（海兵隊）両オスプレイの飛行訓練に反対し、飛行中止を求める意見書提出の陳情については、今定例会に提出され受理しました。

お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第 9 5 条の規定により、所管の常任委員会に付託しますので、審議願います。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 午前 1 1 時 3 8 分